

# 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

	( ページ )
• 業務規程の一部改正新旧対照表	1
• 受託契約準則の一部改正新旧対照表	7
• 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	12
• 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	14
• 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	16
• 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	19
• 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	21
• 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	24
• 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	26
• 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	27
• 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	31
• 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	34
• 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	35
• 日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	36

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 売買の種類 )</p> <p>第9条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>( 削る )</p> <p>(1) 第26条の規定により転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更 ( 行使期間の中断を含む。以下同じ。 ) として定める期日</p> <p>(2) ( 略 )</p> <p>( 削る )</p> <p>( 削る )</p> <p>( 削る )</p>	<p>( 売買の種類 )</p> <p>第9条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p><u>(1) 第25条第1項の規定により株券について、配当落 ( 配当 ( 剰余金の配当をいう。 ) には、受益証券の収益分配を含む。以下同じ。 ) 又は権利落として定める期日</u></p> <p><u>(2) 第26条の規定により優先株について、取得対価の変更 ( 取得請求期間の中断を含む。以下同じ。 ) として定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更 ( 行使期間の中断を含む。以下同じ。 ) として定める期日</u></p> <p><u>(3) ( 略 )</u></p> <p><u>(4) 第26条の3の規定により行う外国株券の権利預り証付売買の最終日の翌日 ( 休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。 )</u></p> <p><u>(5) 第1号に定める期日以外の日で、内国法人の発行する株券について、株式会社証券保管振替機構 ( 以下「保管振替機構」という。 ) において社債、株式等の振替に関する法律 ( 平成13年法律第75号 ) に基づく総株主通知が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主を確定するための期日の3日前 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日 ( 当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日 )</u></p> <p><u>(6) 受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前の日 ( 当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日 )</u></p>

(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2)（略）

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に決済を行うものとする。

6（略）

（呼 値）

第14条（略）

2・3（略）

4 呼値は、株券については配当含み（配当（剰余金の配当をいう。）には、受益証券の収益分配を含む。以下同じ。）とし、利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

5～8（略）

（売買単位）

(7) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2)（略）

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に決済を行うものとする。

6（略）

（呼 値）

第14条（略）

2・3（略）

4 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

5～8（略）

（売買単位）

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（受益証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約券証券をいい、優先株を除く。以下、このaにおいて同じ。）は、上場会社（当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次の(a)及び(b)に掲げる銘柄にあっては、当該(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の3日前の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。

(b) 当取引所が特に指定する銘柄

当取引所が定めるところによるものとする。

b・c（略）

(2)～(4)（略）

（株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日）

第25条の2 株券の売買につき、株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日（以下「株式併合後の株券の売買開始の期日」という。）は、当取引所が定める。

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（受益証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約券証券をいい、優先株を除く。以下、この号において同じ。）は、上場会社（当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

（新設）

（新設）

b・c（略）

(2)～(4)（略）

（新設）

(取得対価の変更期日等)

第26条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある優先株について、取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。以下同じ。)として、新たな取得対価により売買を行う期日(以下「取得対価の変更期日」という。)及び転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)は、当取引所が定める。

(売買の停止)

第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(削る)

(1) (略)

(2)~(5) (略)

(立会外分売)

第41条 (略)

2 前項の立会外分売については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第44条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日(第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買について

(取得対価の変更期日等)

第26条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある優先株について、取得対価の変更として、新たな取得対価により売買を行う期日(以下「取得対価の変更期日」という。)及び転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)は、当取引所が定める。

(売買の停止)

第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は受益証券の発行者が株式(受益権を含む。)の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、当取引所が必要があると認める場合

(1)の2 (略)

(2)~(5) (略)

(立会外分売)

第41条 (略)

2 前項の立会外分売については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第44条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日(第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買について

は5日目の日とする。

3・4 (略)

(立会外分売の値段)

第42条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日、取得対価の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)がないときは、当取引所がその都度定める値段)と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段(以下「分売値段」という。)により行うものとする。

(立会外買付)

第46条の2 (略)

2 前項の立会外買付については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日(以下「買付執行日」という。)において、次条から第46条の5までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、買付執行日が第9条第3項各号(第2号を除く。)に掲げる日に当たるときは、当該買付執行日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

3~4 (略)

(立会外買付の値段)

は5日目の日とする。

3・4 (略)

(立会外分売の値段)

第42条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)がないときは、当取引所がその都度定める値段)と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段(以下「分売値段」という。)により行うものとする。

(立会外買付)

第46条の2 (略)

2 前項の立会外買付については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日(以下「買付執行日」という。)において、次条から第46条の5までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、買付執行日が第9条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる日に当たるときは、当該買付執行日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

3~4 (略)

(立会外買付の値段)

第46条の3 立会外買付は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この条及び第46条の6において同じ。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日又は取得対価の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段により行うものとする。

2 (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(3) (略)

(4) 有価証券ミニ投資（取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない有価証券について、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の振替制度を利用して行う定型的方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け

(5)～(14) (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお従前の例による。
- 3 この改正規定施行の際、現に改正前の第28条第1号の規定により売買の停止が行われている場合については、なお従前の例による。

第46条の3 立会外買付は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この条及び第46条の6において同じ。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日又は取得対価の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段により行うものとする。

2 (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(3) (略)

(4) 有価証券ミニ投資（取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない有価証券について、保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け

(5)～(14) (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 取引参加者は、顧客から外国法人の発行する株券(外国法人の発行する証券又は証書のうち株券の性質を有するものをいう。以下「外国株券」という。)の売買又は外国法人の発行する新株予約権証券(以下「外国新株予約権証券」という。)の売買の委託を受け第26条の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p>	<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 取引参加者は、顧客から外国法人の発行する株券(以下「外国株券」という。)の売買又は外国法人の発行する新株予約権証券(以下「外国新株予約権証券」という。)の売買の委託を受け第26条の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) 株券(内国株券(内国法人の発行する株券及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。)の受益証券(以下「受益証券」という。)をいう。以下同じ。)及び外国株券をいう。第38条を除き以下同じ。)について、取引所の定める配当落又は権利落の期日</p> <p>(2) 優先株について、新たな取得対価により売買を行う期日として取引所の定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p>



(2) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(3) 利付債券(国債証券を除く。)について、その利払期日(利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日

3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第40条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、当該期日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(1)・(2) (略)

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予

(3) (略)

(4) 外国株券について、取引所の定める権利預り証付売買の最終日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)

(5) 第1号に定める期日以外の日で、内国株券(受益証券を除く。)について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく総株主通知が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主を確定するための期日の3日前(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)

(6) 受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)

(7) 利付債券(国債証券を除く。)について、その利払期日(利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前の日

3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第40条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、当該期日の翌日の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(1)・(2) (略)

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予

約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時まで、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

5 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第25条 内国株券(内国法人の発行する株券及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。))の受益証券(以下「受益証券」という。)をいう。以下同じ。)、内国法人の発行する新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2・3 (略)

(口座振替による受渡し)

第26条 取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は債券(国債証券を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日にお

約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時まで、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

5 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第25条 内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2・3 (略)

(口座振替による受渡し)

第26条 取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は債券(国債証券を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日にお

ける時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（内国法人の発行する株券、外国株券等（外国株券、外国投資信託受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）に規定する外国投資信託の受益証券をいう。）、外国投資証券（投資信託法に規定する外国投資証券をいう。）、外国株預託証券（外国株券等に係る権利を表示する預託証券をいう。）、外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）及び外国株式等（外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。）をいう。）、受益証券発行信託の受益証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。）

100分の80

(2)～(4)（略）

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締

ける時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国投資信託受益証券、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株式等（外国株券、外国投資信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。）、受益証券発行信託の受益証券、外国投資証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。）

100分の80

(2)～(4)（略）

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行

結されたものに限る。)

100分の85

(6)～(13) (略)

3 (略)

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第47条 株式分割等による株式を受ける権利(株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権(募集株式の割当てを受ける権利及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。 )又は新株予約権の割当てを受ける権利(以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。 )が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券(受益証券を含む。 )をもってこれを行うものとする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る顧客の受渡時限については、なお従前の例による。

するもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(6)～(13) (略)

3 (略)

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第47条 株式分割等による株式を受ける権利(株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権(募集株式の割当てを受ける権利及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。 )又は新株予約権の割当てを受ける権利(以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。 )が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引の決済日)</p> <p>第5条 終値取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については5日目の日とする。</p>	<p>(終値取引の決済日)</p> <p>第5条 終値取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号(第6号を除く。)に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については5日目の日とする。</p>
<p>(呼 値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段(半休日においては、第3号に定める値段を除く。)により行うものとする。</p> <p>(1) 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の普通取引(当取引所が定める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所(以下「指定取引所」という。)における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。第3号において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、<u>同第25条の2の規定</u></p>	<p>(呼 値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段(半休日においては、第3号に定める値段を除く。)により行うものとする。</p> <p>(1) 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の普通取引(当取引所が定める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所(以下「指定取引所」という。)における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。第3号において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、<u>同第26条の規定</u>により</p>

により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(終値取引における顧客の受渡時限)

第19条 (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第10条第2項各号に掲げる日に成立した終値取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。)の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

3 (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

2 平成21年11月15日以前に行われた株券に係る決済については、なお従前の例による。

定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(終値取引における顧客の受渡時限)

第19条 (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第10条第2項各号に掲げる日に成立した終値取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。)の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

3 (略)

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借  
取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引の決済日)</p> <p>第11条 相対交渉取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については5日目の日とする。</p> <p>(相対交渉取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第10条第2項各号に掲げる日に成立した相対交渉取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。)の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p> <p>2 平成21年11月15日以前に行われた株券に係る決</p>	<p>(相対交渉取引の決済日)</p> <p>第11条 相対交渉取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号(第6号を除く。))に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については5日目の日とする。</p> <p>(相対交渉取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第10条第2項各号に掲げる日に成立した相対交渉取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。)の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

済については、なお従前の例による。



業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当取引所が指定する証券金融会社)</p> <p>第1条の2 規程第1条の3第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、中部証券金融株式会社とする。</p> <p>(株券の売買単位)</p> <p>第14条 規程第15条第1号aの(b)に規定する銘柄の売買単位は、当該銘柄の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第9条の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 権利確定日の2日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日)とする。</p> <p>(株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日)</p> <p>第17条の2 規程第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日取引 当該併合の効力発生の日(当該併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該併合の効力発生の日翌日)とする。</p> <p>(2) 普通取引 当該併合の効力発生の日3日前の日とする。</p>	<p>(当取引所が指定する証券金融会社)</p> <p>第1条の2 規程第1条の2第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、中部証券金融株式会社とする。</p> <p>(株券の売買単位)</p> <p>第14条 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 権利確定日の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)とする。</p> <p>(新設)</p>

(取得対価の変更期日等)

第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

次のa又はbに定めるところによる。

a 取得対価の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日)とする。

b 行使条件の変更期日

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(削る)

(1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(2) (略)

(3) (略)

(取得対価の変更期日等)

第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該株券の売買の停止は、原則として、当該併合又は分割等の効力発生の日の4日前の日から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日までとする。

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3) (略)

(4) (略)

(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。

(5) (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日</p>	<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>

改正前の業務規程第28条第1号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国株券(内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び受益証券をいう。以下同じ。)</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とする。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国株券(内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び受益証券をいう。以下同じ。)</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とする。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日又は同第26条の規定により定める取得</p>

株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日改正前の業務規程第28条第1号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。

別表 基準値段算出に関する表

- 1 内国株券(第4条第1項第1号関係)

(1)・(2) (略)

(3) 株式併合

a 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = (\text{株式併合前最終値} - \text{配当金額}) \div \text{併合比率}$$

b 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \text{株式併合前最終値} \div \text{併合比率}$$

(4) (略)

(5) (略)

2・3 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 株式併合前最終値とは、株式併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(注4) (略)

(注5) (略)

対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

別表 基準値段算出に関する表

- 1 内国株券(第4条第1項第1号関係)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

2・3 (略)

(注1)・(注2) (略)

(新設)

(注3) (略)

(注4) (略)

(注6) (略)

(注5) (略)



上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い  
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、次のaからxまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該aからxまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。</p> <p>a～f（略）</p> <p>（削る）</p> <p>g（略）</p> <p>h（略）</p> <p>i 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格をいう。）次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、第2条の規定により開示を行う場合には、(b)及び(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。</p>	<p>11 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、次のaからyまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該aからyまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。</p> <p>a～f（略）</p> <p>g <u>発行者による総株主通知請求</u> <u>次の(a)及び(b)に掲げる書類。</u></p> <p><u>(a) 取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに</u></p> <p><u>(b) 株主確定日に関する日程表 当該株主確定日の3週間前</u></p> <p>h（略）</p> <p>i（略）</p> <p>j 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格をいう。）次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、第2条の規定により開示を行う場合には、(b)及び(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。</p>

(a)・(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売  
出価格が一の取引所金融商品市場の一の日にお  
ける最終価格に一定率を乗ずる等確定値によら  
ず決定されている場合

イ 算式表示(開示府令第1条第30号に規定す  
る算式表示をいう。以下このiにおいて同  
じ。)による発行価格又は売  
出価格及び発行  
価額又は売  
出価額の総額の見込額を記載した  
「算式表示による発行価格(売  
出価格)通知  
書」 算式表示による発行価格又は売  
出価格  
の決定後直ちに

ロ (略)

i (略)

k (略)

l (略)

m (略)

n (略)

o (略)

p (略)

q (略)

r (略)

s (略)

t (略)

u (略)

v (略)

w (略)

x aから前wまでに掲げる事項以外の上場株券に  
関する権利等に係る重要な事項

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は  
決定後直ちに

(3)~(10) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

(a)・(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売  
出価格が一の取引所金融商品市場の一の日にお  
ける最終価格に一定率を乗ずる等確定値によら  
ず決定されている場合

イ 算式表示(開示府令第1条第30号に規定す  
る算式表示をいう。以下このjにおいて同  
じ。)による発行価格又は売  
出価格及び発行  
価額又は売  
出価額の総額の見込額を記載した  
「算式表示による発行価格(売  
出価格)通知  
書」 算式表示による発行価格又は売  
出価格  
の決定後直ちに

ロ (略)

k (略)

l (略)

m (略)

n (略)

o (略)

p (略)

q (略)

r (略)

s (略)

t (略)

u (略)

v (略)

w (略)

x (略)

y aから前xまでに掲げる事項以外の上場株券に  
関する権利等に係る重要な事項

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は  
決定後直ちに

(3)~(10) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取  
扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>2日前</u>の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>3日前</u>の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b・c（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>3日前</u>の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>4日前</u>の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b・c（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aに規定する月間平均上場時価総額(同aの2の規定により算定されるものを含む。)をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の<u>2日前</u>の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>3日前</u>の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額(同取扱い1(3)aに規定する月末上場時価総額(同aの2の規定により算定されるものを含む。)をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aに規定する月間平均上場時価総額(同aの2の規定により算定されるものを含む。)をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の<u>3日前</u>の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>4日前</u>の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額(同取扱い1(3)aに規定する月末上場時価総額(同aの2の規定により算定されるものを含む。)をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p>

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

イ・ロ（略）

(b)・(c)（略）

(8)～(12)（略）

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日

(a)・(b)（略）

b（略）

(14)（略）

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

b（略）

(16)（略）

4 第4条（上場廃止日）関係

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

イ・ロ（略）

(b)・(c)（略）

(8)～(12)（略）

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日

(a)・(b)（略）

b（略）

(14)（略）

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日

b（略）

(16)（略）

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項第8号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合(同(b)に規定する合併による解散の場合にあっては、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(同基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。)を交付する場合に限る。)に該当する銘柄  
合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(4) 第2条第1項第12号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第3号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。))の日)

(5) 第2条第1項第15号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、1(13)a又はbに規定する場合(同bに規定する場合にあっては、株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項第8号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合(同(b)に規定する合併による解散の場合にあっては、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(同基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。)を交付する場合に限る。)に該当する銘柄  
合併がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除外する。)の日

(4) 第2条第1項第12号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第3号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の3日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前(休業日を除外する。))の日)

(5) 第2条第1項第15号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、1(13)a又はbに規定する場合(同bに規定する場合にあっては、株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定

の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（同基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(6) 第2条第1項第18号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。）のうち、1(15)aの規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(7)～(9)（略）

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（同基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。）の日

(6) 第2条第1項第18号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。）のうち、1(15)aの規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。）の日

(7)～(9)（略）

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引  
規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(1) <u>普通取引における業務規程(以下「規程」という。)第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日から、当該期日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで</u></p> <p>(2) <u>規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、同第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。以下同じ。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定</u></p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、<u>普通取引における業務規程(以下「規程」という。)第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、規程第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。以下同じ。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段</u>は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



値段が決定される時まで

- 4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

(バスケット取引の代金)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、当取引所がその都度定める。

(1) 普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日から、当該期日から起算して4日目の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

(2) 規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定

- 4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

(バスケット取引の代金)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

(新設)

(新設)

される時まで

4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。

4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p>4 第6条(上場廃止日)関係</p> <p>第6条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第5条第2項第3号に該当することとなった銘柄 存続期間満了の日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。)の日</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>4 第6条(上場廃止日)関係</p> <p>第6条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第5条第2項第3号に該当することとなった銘柄 存続期間満了の日の<u>4日前</u>(休業日を除外する。)の日</p> <p>(4) (略)</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4 上場廃止日の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第5条関係）</p> <p>第5条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第4条第1項第2号に該当することとなった銘柄株券の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1)の2 第4条第1項第3号に該当することとなった銘柄</u></p> <p><u>株券の上場廃止日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(8)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>4 上場廃止日の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第5条関係）</p> <p>第5条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第4条第1項第2号又は第3号に該当することとなった銘柄株券の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>(2)～(8)（略）</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する当取引所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、当取引所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面  計算期間の末日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>4日前</u>の日)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止前日に関する事項)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日は、原則として次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当するとき  投資信託契約が終了となる日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。)の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の<u>4日前</u>(休業日を除外する。)の日)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する当取引所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、当取引所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面  計算期間の末日の<u>4日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>5日前</u>の日)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止前日に関する事項)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日は、原則として次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当するとき  投資信託契約が終了となる日の<u>4日前</u>(休業日を除外する。)の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の<u>5日前</u>(休業日を除外する。)の日)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>